

人権施策体系と人権諸課題との関連資料

1 高槻市における人権問題の現状と課題

～ 第4回人権意識調査から明らかになった人権意識の現状と課題～

(1) 女性の人権について

今回の調査では、「女性の人権」への市民の関心がそれほど高くはなく、女性は「女性問題」に一番関心が高かったが、男性は8番目であって、人権課題の中で一番男女の差があった課題でした。(1 -)女性の一番の関心課題は「女性の人権」、次に「高齢者の人権」、「子どもの人権」と続きます。同様に男性は、高齢者や子どもの人権についてあまり男女差はなく、特に女性問題に対しての男性の関心が低い結果となりました。(1 -)同様に「家庭内における暴力(DV)」についても、女性の関心度(22.8%)と男性(16.5%)の差は大きく、男性の関心がそれほど高くないことが課題となります。

(1 -)

また、女性に関してどのような人権上の問題があるかについては、職場での格差性別意識の強制 痴漢等が女性の人権問題とする認識には男女の差はありませんが、「DV」を人権侵害とする認識は女性25.7%、男性15.8%と最も差が大きく、「ヌード雑誌やこびた広告」への批判も女性17.1%、男性12.8%と認識に差があります。女性の側から、何が問題なのか、どうすればよいかを提案することによってこの格差を縮小することが求められます。(1 -)

女性の人権を守るために何が必要かについても、男女の認識に違いがあります。全体では「保育施設の充実等で男女ともに安心して働けるようにする」(58.1%)が圧倒的に多く、次いで「格差是正を事業主等に働きかける」(28.1%)等となっています。女性では「保育の充実等で男女ともに」が65.1%とひとときわ高くなっており、次いで「男性自立」と「介護制度充実」が上位3となり、女性が具体的な制度の拡充を期待する結果となっています。(1 -)また、「人権侵害を受けたときにどう対応するか」についても、女性は「身近な人に相談する」、「相手に抗議する」となっています。公的機関に相談しない理由として、女性は「どこで受けてもらえるのかわからないから」(41.4%)と答えており、(1 -)女性の人権問題の多くは家庭で、身近な人間関係の中で起きることが多く、自分たちの努力だけでは容易に解決しない(1 -)結果、SOSに効果的に対応できる相談体制と広報の充実を徹底すると同時に、保育や介護の施策を早急に具体的に充実することが期待されています。(1 -)

(2) 子どもの人権について

「子どもの権利条約」批准直後の平成7年(1995年)に実施した本市の意識調査では、条約自体を「知っている」「少し知っている」を合わせた数値は27.2%にすぎませんでした。今回の調査においても「子どもの権利条約」をめぐる意識は、「出生によって差別されない権利」を除いてほとんど変化がなく、「子どもは権利の全面的主体」という

条約の根本的意識が定着したとは言い切れない結果が確認できます。(2 -) また、「子どもだから権利が制限されるのは当然である」というのではなく、「子どもも権利の主体であるが、『子どもの最善の利益』のためには権利が制限されることもある」という考え方の普及が、親子関係、とりわけ父親と子どもとの関係の中で必要であることが、今回の調査結果からもわかります。(2 -)

さらに、子どもの人権上の共通課題としてどのようなものが意識されているのかについて、「いじめ」「いじめの傍観」「体罰」「暴力的虐待」「意見無視」「プライバシー侵害」「放任としての虐待」「児童買春」などの9課題から尋ねましたが、そのうち、「いじめ」と「虐待」と「児童買春」に関心は集中しています。(2 -) 本市の特徴としては、「虐待」についての相談経路に占める小・中学校の割合が高いこと(全体の33.0%)で、その一方で近隣知人の相談が少ないことが統計上からうかがえます。虐待は多くの人々の情報や連携で防ぐ事ができる部分もあり、住民がこの問題により関心を示し、行動を起こすことができるような啓発活動を検討していく必要があります。(2 -) 子育ては社会全体の課題です。すべての子どもが安心して安全に暮らしていけるようにしていく地域は、住民一人ひとりにとっても、住みやすい地域になるはずで、学校教育の取組みのみならず、市民一人ひとりが子どもの人権を守るために必要なことやできることを考えるような学習を行うなど、地域での取組みがこれからの課題です。(2 -)

(3) 高齢者の人権について

今回の調査報告で高齢者に関して現在あると思われる人権上の問題についての結果をみると、その特徴としては、男女別でみると、男性は女性に比べて「就職が困難であったり、賃金などの労働条件で不利に扱われる」や「長年培ってきた知識や経験を活かす場がない」などが多く、女性では「賃貸住宅への入居を断られる」や「病気になったとき十分な介護・看護サービスが受けられない」といった生活に密着した問題に関心を寄せる傾向が顕著に見られます。(3 -) 高齢者の人権上の問題に関しては、男女それぞれが受止める傾向に違いがみられるとともに、健康な高齢者もいれば、介護が必要な高齢者もいるといったようにその実態は多様であり、こうしたことを十分踏まえておく必要があります。(3 -)

次に、高齢者の人権を守るために必要なことについての調査結果をみますと、男性には就職機会・働く場などの項目が高いのに比べて、女性は痴呆など調査や施策、公共機関のバリアフリー、異世代間交流、福祉サービス、利用施設の充実など、どちらかと言えば生活者としての視点からソフト面へのニーズが高くなっています。(3 -)

特に人権問題を問う場合、高齢社会に伴う老人問題が深刻な社会問題、重要な政策課題として浮上するようになりましたが、その最大の要因がむしろ開発の進んだ先進国等「豊かで便利」になった社会から派生して来たものであると指摘されています。高齢者に伴う生きがいや人権問題、その福祉課題は今までのような単なる「豊かさ」や「便利さ」だけでなく、人権問題にはもっと深い洞察と当事者を取り巻くよりきめ細かい対応が求められています。(3 -)

(4) 障害者の人権について

障害者問題について、前回との比較では、ノーマライゼーションを否定的に見る意見が3.4%減少し、ノーマライゼーションの推進を肯定する意見が2.8%増加していますが、国際障害者年からはすでに20年以上も経過している現在、もう少し社会全体の認識として定着していても良いとも言えます。(4 -) 男女別では男性(66.6%)より女性が優位(73.3%)にでており、女性の意識の高さが目立ちます。(4 -) また、年齢別で眺めると、ノーマライゼーションの考え方に対する理解はトータルで一番高いのは40歳代、次いで50歳代、続いて30歳代の世代に集中しており、これからの時代を担う若い世代への浸透が求められます。(4 -)

今回の調査で、障害者に関して現在どのような人権上の問題があるかについては、「人々の障害者に対する理解が足りないこと」(55.5%)、「就職や職場で不利な扱いをすること」、「人権上の配慮を欠いた差別的な言動をすること」と高い順になっています。男女別を見るとさほど大きな差は認められず、年齢別でも各項目にはさほど大きな格差はありませんでした。(4 -)

また、障害者の人権を守ることにに関する設問で、最も多かったのは「就職機会や働く場を確保する」(49.9%)、次いで「本人の意思に基づいて生活できるように支援する」、「早い時期から障害者理解を深める保育や教育を行う」などの順となりました。(4 -) 男女別を見た場合、ここでも男女間にはさほど大きな差は見られませんが、年齢別で見た場合は、若年層が低く、どちらかと言えば高年齢層に出ている項目としては、「就職機会や働く場を確保する」などとともに、このような傾向が認められる項目には、「障害者のための人権相談や電話相談を充実する」、「障害者の人権を守る教育・啓発広報活動を推進する」等があり、高年齢層を中心として関心を示す傾向が認められます。(4 -)

(5) 同和問題について

今回の調査において同和問題を認識した経路と時期については、「家族等」、「学校の授業」などの回答が高位となり、前回の調査とほぼ同じ結果になりました。年齢別に見ると、「学校の授業」が20歳代(76.5%)、30歳代、40歳代と高くなっていますが、50歳代以降は圧倒的に「家族等」からが多くなっています。「学校の授業」で認識するという傾向は、10歳代では、40歳代から20歳代にかけて若くなるほど減っていた「家族等」が増え、「学校の授業」が減っています。10歳代の人々は、平成9年(1997年)3月に特別法(地対財特法)が失効したことや、平成7年(1995年)から開始された「人権教育のための国連10年」との関連で、同和問題学習が人権教育に大きく転換した時期に教育を受けた人々であり、同和問題との出会いに占める「学校の授業」の減少傾向については検討が必要です。(5 -)

また、人権問題についての関心を尋ねたところ、11の選択肢のうち関心が高い順で見ると同和問題は10番目であり、従来から同和問題を啓発してきた経過から考えると、同和問題に対する関心がきわめて低い結果となっています。(5 -) 次に、同和問題

に対する考え方について、前回調査と比較すると「共感的理解」が 26.5%から 18.8%に減少し、同和問題に対して無関心な人と考えることができる「特にない」(14.9%)という選択肢を加えると、特に共感的な関心が減少していると言えます。(5 -)

現在、同和地区の生活環境は改善が進み、平成 14 年(2002 年)に同和対策事業は原則的に終了しており、同和問題に対する関心が低下するのも当然ですが、民主主義の根幹に関わる課題であるといった広い視野の中で、「解決への協力」が増加するような学習を展開する必要があります。(5 -)同和問題の解決策については、「教育・啓発」が行政側の課題としてもっとも必要とされており、その内容や質の充実が求められます。(5 -)

また、同和問題の現状がどのような状態であり、解決策として何を目指しているのかという現在の具体的な情報が提供されるべきであり、同和問題の解決策が市民一人ひとりの生活の質の向上に影響していることを示していくことが求められます。(5 -)

(6) 在日外国人の人権について

本市では、平成 16 年(2004 年)2 月現在で外国人登録者数は 2,831 人を数え、国籍は 50 ケ国にもなり、「外国人」人口の増加に伴い、今後は異なる民族的・文化的背景を持つ者がどのように共存し共生するのが、我々の住む社会や地域にとって大きな課題となっています。(6 -)今回の調査では、「人権に関する事柄について関心のあるもの」を尋ねている中で、「在日外国人の人権」についての市民の関心は低くなっています。(6 -)男女別では、男性(14.6%)が女性(7.4%)よりも高い関心を示しており、年齢別で見ると若い年代 10 歳代、30 歳代の方が高齢者 60 歳代、70 歳以上より関心を持っていることがわかります。(6 -)

次に、「外国人労働者を受け入れると治安や風紀が悪くなると思う」に関しては、前回の調査では、半数近くの人(44.9%)が同意していたのに対して、今回の結果は 28.6%に激減しています。また、同意しない人の割合は前回は 25.2%であったのに対して、今回は 37.0%と大幅に上昇しています。グローバル化が進行する現代において、「日本人」とは異なる民族的・文化的背景を持つ多様な人々によって構成される社会へと移行しています。異なる文化的背景を持つ人々たちを排除したりするのではなく、異なる文化を尊重し受け入れることによって、新たな文化やルールづくりに向けての努力が必要です。(6 -)

多文化共生社会の形成に向けての試金石となるのが外国籍住民の人権保障であり、すべての人が社会の平等な構成員であるという前提に立ち、社会的な諸権利(例えば、教育を受ける権利、年金などの社会保障)に関して、国籍や民族的・文化的背景などにかかわらず、誰もが対等に扱われなければなりません。地域社会がますます多国籍化・多民族化する状況にあるものの、地域住民の在日外国人の人権に関する意識はかならずしも高いとは言えない調査結果となっています。内外人平等の原則をさらに徹底し、外国籍住民の人権保障に向けての積極的な取り組みへの展開が課題です。(6 -)

(7) 性的マイノリティの人権について

今回の調査で、性的マイノリティとされる人々に関してどのような人権上の問題があるかについて、最も多いのは「性的マイノリティへの正しい理解が得られていない」(39.6%)で、次いで「人格を否定されること」、「興味本位で見られ私生活の平穩が保てなくなること」の順となりました。注目すべきは年齢別での差異で、人権上の問題について「わからない」とするのが10歳代から30歳代では10%前後にとどまるのに対して、50歳代では19.2%に増加し、70歳以上は37.3%となっており、年齢層が上がるに従って性的マイノリティが置かれている状況への認識が乏しくなっています。(7 -)

「興味本位で見られ私生活上の平穩が保てなくなること」をあげているのが年齢層によって大きな差異がないのに対して、「性的マイノリティへの正しい理解が得られていない」、「人格を否定されること」などは年齢層が上がるに従って減少しており、中高年層は性的マイノリティが興味本位で捉えられている現状は認識しているが、人格的、差別的側面への問題意識は若年層と比較して乏しい結果となっています。(7 -)

また、性的マイノリティとされる人々の人権を守ることについて、最も多いのは「理解を促進する教育・啓発広報活動を推進する」で、次いで「問題に対応するためのカウンセリングを行う」などとなっており、男女別で大きな差異は認められないのに対して、年齢別では顕著な差異が現れています。若い年齢層は、性的マイノリティの人権問題を社会全体で理解し制度や環境の整備を図ることにより改善していくべき問題であると捉えているのに対して、高い年齢層は当事者本人の医療や相談により解決していくべき問題と捉える傾向にあります。今後とも、中高年層を含め、性的マイノリティへの理解を促進する教育・啓発広報活動を推進していくなど、性的マイノリティとされる人々が社会参加しやすい環境づくりに努めていく必要があります。(7 -)

(8) 人権問題について

今回の調査のなかで、「差別的な言動に直面したときにどのような対応をするか」という質問について、「差別にあたるからよくないと注意を促す」が約4分の1にとどまり、「表向きは話しを合わせつつ、差別はいけないと伝える」、「人間関係が気まづくなると困るので何も言わない」などの回答合計で約15%となります。年齢別の集計を見ると、まだ世間の風にあたっていない10歳代では「注意を促す」と答える者は3割を超えます。ところが20歳代から40歳代では「注意を促す」とする者は少なくなり、50歳代以上になると再び「注意を促す」とする者が多くなります。また、男女別では、女性の方が注意を促すと答える割合が少ないのも、女性が人間関係に敏感であり、かつ、男性と比べて地位や権力において弱い立場に立たされている現実が浮き彫りになります。このような事情は、「人権侵害を受けたらどのように対応するか」についての回答でも見ることができ、やはり女性が人権侵害に対して抗議しづらい立場に置かれ、高齢者層についても、職場や地域、家族の中で他人の行動について口を出すことは厭わなくても、いざ自分のこととなると大変弱い立場に置かれることがわかります。(8 -)

また、身元調査に関する質問では、例えば同和地区出身者に対する身元調査では、

10 歳代、20 歳代では否定的な意見が多く、60 歳代、70 歳以上では肯定的な意見が多いが、その間の 30 歳代から 50 歳代ではほとんど意識に変化がありません。この層は戦後の同和教育の発展がもっともめざましかった世代ですが、身元調査に対する意識が変わらないことは、自分の子どもの結婚が現実問題の立場にある層に対しては、身元調査に関する従来の教育や啓発の効果は非常に乏しいということになります。(8 -)

人権に対する行政の役割については、「行政は介入しない方がよい」とする意見はわずか 7.4%にとどまり、直接・間接の違いはあるけれども何らかの関与を認める意見は 70%弱に達しています。(8 -) 当事者、被害者支援については行政の公平性の原理が壁となって、行政には十分なことが出来ず、NPOをはじめとする市民活動の方がきめ細かく対応できるという事態が明らかになってきた今日においては、市民の自主性に基づく活動の重要性が市民の間に意識されはじめていることも、調査結果は示唆しています。(8 -)

さらに、「市の広報・啓発冊子」「研修会・講演会」など地域が主体となったメディアや情報提供の機会が重要な役割を果たすものです。その意味で市民がこうした地域メディアの効果について低い評価を下している現状は、地域メディアがその役割を十分に果たしていない現状を示しています。(8 -) 地域メディアの弱さは特に若年層で顕著であることが調査結果からわかります。(8 -) 顧客満足度や普及率などをこまめに把握してその効果を高める努力が必要です。(8 -)

最後に、学習者にとって新鮮な内容は高い学習効果をもたらすことから、人権・差別問題についての学習の感想についての回答の中で、「さらに学習したいと思った」と答える市民がわずか 2.1%に留まっている現実です。(8 -) 今回の調査において、年齢による学習効果の違いが出ていることの原因は、人権学習の機会も増え、社会経験も増える成人・高齢者のニーズに十分に答えられておらず、これまで行われてきた人権学習が、学習意欲そのものをどれほど活性化するものであったのか、あるいは成人・高齢期の学習者のニーズに十分こたえるものであったのかなどの検討が必要です。(8 -)

2 高槻市における人権啓発・人権教育の現状と課題 ～ 前行動計画から明らかになった課題と今後の方向性～

(1) 「第三次人権啓発計画」の展開と今後の方向性

「人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画」の部門別計画である第三次人権啓発計画については、過去からの 2 次にわたる人権啓発計画に基づく高槻市独自の先進的な取り組みを継承し、さまざまな人権施策を推進してきました。そこで、第三次人権啓発計画を実施してきたことにより、第二次人権啓発計画の総括並びに第 3 回人権意識調査から明らかとなった諸課題を今回の第 4 回人権意識調査などの調査結果などに関連づけながら検証することにより、次の諸点に総括することができます。

ア 人権啓発事業全般に関しては、今回の第 4 回人権意識調査の結果、高槻市の施策・事業の認知度について「どれも知らない」が 34.2%もあり、人権啓発事業の認知度の低さについて、前回の調査から指摘された課題が依然として残されており、多くの市民が参加できるような手法の開発や学習機会の拡大などが必要です。(1) -)

一方、啓発の具体的なあり方については、講演会などの啓発事業において、過去 5 年間の講演会等への参加者数を見ると、概ね、それぞれの事業について一定以上の参加者があり、第二次人権啓発計画において指摘された課題は、内容等を工夫して実施してきた結果、一定の改善が認められますが、その実施方法に関しては、人権啓発の手法が一方向的に学ぶ形態のものが多く、知的理解にかたよりがちであり、参加型学習を多く取り入れるなど、啓発の方法等の検討が必要です。(1) -)

その他、地域社会における学習においては、人権啓発推進協議会の充実を目的に支援を行い、市民団体による人権草の根活動の促進が図れましたが、引き続き、単位会未結成校区の結成などへの支援が必要です。(1) -)

イ 公務員の研修については、職員の豊かな人権感覚を育むために、各種研修会等が実施されてきましたが、職員は職務上、市民の人権に深く関与することが多いため、人権に配慮した職務が遂行できるよう、引き続き人権研修や日常の業務に即した各職場においても研修を実施していくことが必要です。(1) -)

ウ 行政と関係機関・団体との連携を強化することについては、関係団体と連携して啓発事業の実施や人権関係団体の支援に努めてきましたが、さらなる自主的活動の促進とそれぞれの役割を踏まえたネットワーク化が課題となっています。(1) -)また、行政内部での連携の強化に関しては、人権擁護推進本部、人権啓発幹事会等において、今後ともあらゆる行政分野の連携による総合的で実効性のある人権施策を推進するため、庁内の横断的な組織の充実を図り、全庁的な組織の活性化に努めていく必要があります。(1) -)

エ 女性問題については、現在、平成 8 年(1996 年)6 月にオープンした女性センターを拠点とした講演・研修会など、過去 3 ヶ年の主要 7 事業の参加状況を見た場合、10 歳代は 30 人、20 歳代は 58 人、30 歳代は 46 人、男性は 24 人となりました。課題として指摘された 20 歳代、30 歳代の女性及び男性の参加が依然として少なく、今後とも多くの 20 歳代、30 歳代の参加が得られるよう一層の努力が必要です。((1) -)
また、固定的な性別役割分担意識の解消や、価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現に向けて、現在「お父さんのためのクック&子育て講座」「男性セミナー」「父と子の簡単クッキング教室」など男女共同参画の視点から、男性の参加とともに小学生の参加に道を開くなどの工夫をしながら講座等が実施され、啓発パンフレットの発行などが行われていますが、今後も時機に応じたさまざまなテーマで講演会を実施するなど、引き続き情報提供及び啓発活動への取組みが必要です。((1) -)

オ 子どもに関する問題については、「子どもの権利条約」に関する問題が第 4 回人権意識調査の課題でも指摘されており、今後は、子どもの参画を得るなかで、子どもの権利の保障を図ることを目的とした、より具体的な実効性のある取組みが課題となっています。((1) -)

カ 高齢者問題については、高齢者施策・制度等に関する情報提供を目的に、福祉講習会等へ要請に応じて講師の派遣を実施しましたが、高齢者の人権に関する視点が弱く、テーマも含め講習内容に課題があるため、人権の視点の強化に向けて検討するとともに、高齢者の問題を人権問題として考えていく視点の醸成が必要です。((1) -)
また、積極的に社会参画を求める高齢者自らが、その役割を担うことのできる場・機会等の提供が求められます。((1) -)

キ 障害者問題については、今回の調査においても、ノーマライゼーションの肯定派は 70.2%で、その否定派の 24.5%を大きく上回っており、こうした傾向をさらに推進していくためにも、障害者の社会生活の支援などを目的に、講演会・講習会の実施や情報誌の発行、相談機能の充実を図る((1) -)
など、今後も障害者施策・制度・その他の情報発信に努めることと併せ、ノーマライゼーションの理念に基づいた障害者雇用の促進に向け、市内事業所等に対して啓発活動の継続が必要です。((1) -)

ク 同和問題については、平成 12 年度(2000 年度)において実施された同和問題の解決に向けた実態等調査の中で、被差別直接体験のあるものは北摂地域で 29.3%あり、このうち結婚のことで差別を受けたと回答した者は、21.1%となりました。大阪府全体では夫婦の「一方が同和地区出身者」の場合、結婚にまつわる被差別直接体験者は 34.5%にのぼっているなど、同和問題などに対する「差別はまだある」現実が存在しています。((1) -)
また、「学校、職場及び地域で、同和問題についての学習を受けたことがありますか」の調査項目の結果を見ると、学習を受けたことがあるとの回答を寄せた人は、51.7%となっており、小学校から大学での受講経験が 68.3%、

一般市民対象の講座などで受けた 6.3%、職場の研修で受けた 13.3%などの結果となっています。全体的に見た場合、より多くの対象に対する研修の実施が進展している傾向は調査結果からも読み取れますが、の結果から判断して、第二次人権啓発計画の総括に示された地区コミュニティ、事業所などではまだまだ一部にとどまっております。引き続き取組みが必要です。(1) -)

ケ 在日外国人問題については、今回の第 4 回人権意識調査において、「在日韓国・朝鮮人が本名と通名のどちらを使うべきか」について前回調査との比較を行っていますが、通名を名乗るほうがよいとの回答は 11.7%、異なる文化や名前を認め合う社会にすべきだとの回答者は 77.5%となっており、共生社会の実現に向けての傾向が読み取れる結果となっています。こうした傾向を踏まえ、国際化施策と在日外国人施策の方針策定に取組むとともに、行政間の連携を強化する中で、在日外国人の声を行政に反映させるために意見交換の場の設置に向けての検討など(1) -)、在日外国人がより安心して快適な生活が送れるよう日常生活パンフレットの作成などの情報提供を行うことが必要です。(1) -)

コ 新たな人権問題として指摘された点については、エイズなどの感染症の疾病の問題、精神疾患などの疾病の問題、ハンセン病の問題、性的マイノリティの問題などについて、正しい知識の普及や理解の促進を図るため、講座等によりその取組みが進められていますが、引き続き、知識不足や理解不足による偏見や差別の解消に向けての取組みが必要です。(1) -)

(2) 高槻市教育委員会「人権教育のための国連 10 年」行動計画の展開と総括

高槻市教育委員会では、「人権教育のための国連 10 年」の行動計画に基づき、市民一人ひとりが、学校園、家庭、地域社会、職場などあらゆる場ですべての人とお互いを尊重し合いながら、ともに生きる社会を実現し、人々の生活に「人権文化」を根づかせるよう努めてきましたが、これらの行動計画によりさまざまな事業がどのように展開されてきたかということをお明らかにします。

ア 学校園における人権教育の現状と課題について

(ア) 人権教育の領域別について

a 子どもの人権については、各校園内研修会等で教職員の共通理解を深め、学校教育全般を通じて取組んだり、「子どもの主張大会」、「子ども会議」等子どもたちの主体的な活動を通して人権意識の育成、高揚に努めてきました。今後も課題や人権侵害事象の発生を学校園全体のものとして教訓化し、組織的な対応の強化を図っていくとともに、子どもの発達段階を踏まえた人権教育を学校教育のあらゆる場で取組む必要があります。(2) -)

- b 同和教育については、同和問題解決に向け正しい認識を持ち、理解を深めるために子どもの発達段階に即し、フィールドワークやワークショップ等参加体験型学習を取り入れるなど指導方法・内容等に工夫改善を図りました。また、さまざまな人権問題解決に向かい、理解を深めるための基本となる確かな学力の向上を目指し、小・中連携授業、チームティーチング、少人数授業、学力実態調査等を取組んできました。平成 14 年(2002 年)には同和対策事業が原則的に終了していますが、これは同和問題の解決を意味するものではありません。子どもたちが同和問題を正しく理解し差別意識や偏見をなくすためには、身近にある差別や人権問題に気づき、それを解決するスキルや態度を育てる人権・同和問題学習に取り組む必要があります。また、子ども自身のエンパワーメントを重視し、自尊感情を育むとともに、価値観や考え方の異なる人たちとの出会いを大切にし、相互に学び合うことによって互いに人権意識を高めあい、豊かな人間関係を築いていける教育を行う必要があります。(2) -)
- c 男女平等教育については、男女共同参画社会の実現を目指し、各校園内研修会等で教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒には「こころのノート」「すばらしい成長」等副教材やパンフレットを活用し、性教育、セクシュアル・ハラスメント、メディアリテラシー等の問題も含め、各校園で発達段階に即した取組みを行いました。今後は、「たかつき男女共同参画プラン」を踏まえ、実践の交流や指導方法・内容等の工夫改善を図っていく必要があります。(2) -)
- d 障害児教育については、養護学校、養護学級、通級指導教室の施設設備の整備と充実に努めるとともに、新たな課題への対応として、特別支援校内委員会を全校に設置し、通常学級に在籍する特別な教育ニーズを必要とする児童生徒を把握し、巡回相談等支援体制の整備を図りました。また、「個別の指導計画」を作成し、障害のある児童生徒の特性を理解し、個別の課題に応じた支援を行いました。障害者理解については、参加体験型の取組みを行い、子どもたちの理解は深まりと広がりが見られました。今後は、知的障害をテーマにした障害者理解の取組みの充実、特別支援教育の支援体制の整備、就学前から卒業後も含めた支援の充実のための庁内他部局・関係機関と連携を深めることが求められます。(2) -)
- e 在日外国人教育については、近年の国際化社会の進展に伴い、「多文化共生・国際理解教育」の視点を持った国際社会に適応しうる子どもたちを育むため、各校園で総合的な学習の時間、道徳、特別活動等の時間において、豊かな人権意識と多文化共生の教育を基盤に据えて取組みました。また、さまざまな研究・実践・交流を進めることを目指し、平成 12 年度(2000 年度)より「中学校区国際理解教育推進事業」、平成 15 年度(2003 年度)からは「中学校区多文化共生・国際理解教育推進事業」として発展させ実施しました。今後は、各校の実態や地域の実情に応じて一層取組みを進め、中学校区等においてその交流を図るとともに、さらに内容の充実に努める必要があります。また、海外帰国児童生徒や渡日児童生徒等日本語指導の必要な児童生徒を対象に母語を用いた支援を行うため母語に堪能な日本語指導協力者を派遣することによ

り、学習や学校生活の適応を促進しました。このことについては、今後も取組みを継続的に実施する必要があります。(2) -)

- f 環境、平和、HIV、いじめ、不登校、虐待、メディアリテラシー等さまざまな新しい人権問題については、各校園内研修会等で教職員の共通理解を図り、総合的な学習、道徳、特別活動等の時間において環境・福祉・情報等の分野で取組んできました。今後は、課題別担当者の明確化や、各校園における取組みの交流、指導方法・内容等について一層の工夫改善を図る必要があります。(2) -)

(イ) 地域社会に開かれた学校園づくりについて

総合的な学習をはじめとしてさまざまな教育活動において、保護者や地域社会の人材を活用する取組みが行われ、学校園と地域住民との交流が促進されました。地域社会に開かれた学校園づくりを進めていくことによって、子どもたちにとっても、魅力的な学習活動が展開され、家庭や地域社会の教育力の向上に大きな効果をあげてきています。また、学校教育自己診断や学校評議員制等の取組みが全校で実施されていますが、今後も保護者や地域に学校園の取組みをわかりやすく説明したり、出てきた意見を学校園へ反映させたり、3者が連携し合っ
て効果があげられるよう取組みを進めていく必要があります。平成12年度(2000年度)より実施した地域教育協議会の活動は、地域社会の中でともに子どもを育てていこうという意識を培ってきました。今後は、協議会同士の交流や連携をとりながら、子どもたちが参加・参画する企画など活動の活性化に努め、地域の教育力の向上を図っていくことが必要です。(2) -)

イ 家庭、地域社会における人権教育の現状と課題について

(ア) 第3回高槻市人権意識調査から明らかになった課題について

第3回高槻市人権意識調査では、人権研修会の未参加者への対応や教材の開発及び手法の工夫などが課題になっていましたが、体験学習を取り入れたり、わかりやすく学べる保護者用啓発冊子として人権学習資料集(第1集・第2集)を発行するなど、創意と工夫を重ね効果をあげてきました。しかし、第4回高槻市人権意識調査では、人権に関する集会や行事への認知度が不十分であることなどから、学習会等の情報提供の方法や人権教育・啓発の手法・内容について検討していく必要があります。(2) -)

(イ) 社会教育における人権啓発について

- a 社会教育団体に対しては、リーダー養成研修の1コマに人権研修を組み入れ、人権啓発に努めました。しかし、性別、障害の有無、国籍、言語、価値観や文化などの違いを理由にした差別がいまだに見られることから、団体間の交流や市民同士の交流を推進して、相互理解に努めていく必要があります。(2) -)

- b 人権尊重をまちづくりの基本に位置づけ、自主的な活動を行っている人権啓発推進市民組織については、取組みの成果を全市的に広げたことによって、活動に広がり

深まりが出てきました。今後も市民協働の一環として、自主的・主体的な学習活動等への支援が必要です。(2) -)

- c 在日韓国・朝鮮人と市民の交流を目的として始まった大野遊祭は、国籍・民族を越えた多文化共生の社会づくりに貢献し、今日では、実行委員会方式による市民レベルでの自主的・主体的活動として開催されています。また、在日韓国・朝鮮人一世を対象にした日本語識字学級や在日外国人児童生徒の活動を支援する地域子ども会については、一世の高齢化や児童生徒の参加者減少傾向から、今後の活動内容や方法について工夫が必要です。多文化共生・国際理解の社会づくりを目指し、効果的方策により、日本人と外国人がお互いの文化を理解し合い、交流を進めていくことが求められます。(2) -)

(ウ) 保護者・地域との連携と子育て支援について

幼稚園における子育て支援については、学校園間の連携を強めながら、保護者同士の交流を積極的に行い、子育てに関する情報を提供し、保護者の教育力向上に努めました。また、公民館、学び舎ネット、中学校区及び単位PTAにおいては、子育てや人権に関する学習会などが実施され、青少年交流センターでは、親子交流事業を通して子育て学習を推進し、子育て支援に努めました。児童虐待の問題等を解消し、子どもの人権が大切にされる子育てが行われるよう、関係機関と常に連携をとりながら、子育て支援の充実を図っていく必要があります。(2) -)

(I) 生涯学習支援について

生涯学習の中に、自ら学ぶ人権学習という視点を浸透させていくために、公民館、図書館、また生涯スポーツの場などにおいて、人権に関する講座や情報などを提供してきました。しかし、参加者の世代の偏りや人数のばらつきがあることから、講座や事業のあり方、広報の仕方に工夫や検討が必要です。今後も市民のニーズに合った現代的人権課題をとりあげながら、学習機会の場や教材等を提供し、人権教育・啓発に生かしていくことが必要です。(2) -)

ウ 職場における人権研修や推進システムについて

教育センターでは、ワークショップ形式の研修を多く取り入れ、研修の充実を図りました。その結果、一人ひとりの人権に対する意識は向上してきたものの、今後は全体化を図っていく必要があります。児童生徒の発達に応じた人権教育は、研究指定校等を設けて、組織的な推進体制を整備・強化しながら、全体の取組みとして計画的に進められていくことが望まれます。また、全市的なものとしていくために、高槻市人権教育推進協議会等への支援が必要です。(2) -)

一方、教育委員会関係のあらゆる場の職員においては、人権教育に熱意ある指導者としての資質・能力の向上が求められることから、職務研修の中に必ず人権研修を位置づけ充実を図っていく必要があります。(2) -)